

第33回原子力災害からの福島復興再生協議会 議事録

(令和8年7月27日(月)開催)

復興庁

第33回 原子力災害からの福島復興再生協議会

議事次第

日 時：令和8年7月27日（月）12:20～14:20

場 所：ウィル福島アクティおろしまち

- 1．開会、挨拶
- 2．国からの説明
- 3．県からの説明
- 4．意見交換
- 5．閉会

1. 開会、挨拶

○瀬戸復興副大臣 全員おそろいですので、定刻前ではございますが、会議を始めさせていただきます。ただいまより第33回「原子力災害からの福島復興再生協議会」を開催いたします。

本日進行を務めます、復興副大臣の瀬戸隆一でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず会議の開催に当たりまして、議長であります牧野復興大臣から皆様に御挨拶を申し上げます。

○牧野復興大臣 復興大臣の牧野たかおでございます。

本日は、御多忙中の中、本協議会にお集まりいただき、心から感謝を申し上げます。

本日、国会で急遽予算委員会が開催されたことに伴いまして、出席予定の赤澤経済産業大臣と鈴木農林水産大臣が出席できなくなりました。大変申し訳ございません。代理として、山田経済産業副大臣と広瀬農林水産大臣政務官が出席しております。皆様のお話をしっかり承りたいと思います。

さて、今年度から第3期復興・創生期間が始まりました。この5年間は帰還・移住の促進、産業・なりわい・農業の再生、福島イノベーション・コースト構想の推進など、復興の取組を加速させていただく極めて重要な期間でございます。

特に帰還を希望される住民の皆様が一日でも早くふるさとに戻れることが重要であります。特定帰還居住区域の最初の避難指示解除を何としても今年度中に実現できるよう、関係省庁と連携をして取り組んでまいります。

復興には各地域の現場のニーズにきめ細やかに対応していくことが重要だと考えております。私自身、復興大臣に着任してから10回以上福島を訪問させていただき、お話を伺ってまいりました。復興庁では本年4月に福島復興浜通りセンターを設置したところでありまして、より現場に近いところで復興に取り組んでまいります。

福島の復興は長い道のりであり、決して風化をさせるわけにはいきません。引き続き国が前面に立って福島の復興に責任を持って取り組んでまいります。

本日は、忌憚のない御意見をどうぞよろしくお願い申し上げます。

○瀬戸復興副大臣 続きまして、石原環境大臣から御挨拶申し上げます。

○石原環境大臣 環境大臣の石原宏高でございます。

御参集の皆様には、日頃から福島の復興・創生に向けた御尽力をいただき、厚く心から感謝を申し上げます。

環境省の取組として、特定帰還居住区域については、避難指示解除に向けて、引き続き迅速かつ着実に除染や家屋等の解体を進めてまいります。

除去土壌等の県外最終処分については、国としての約束であり、重要な課題であります。引き続き昨年8月に決定した当面5年程度のロードマップに基づいて、県外最終処分の実現に向けて政府一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

また、ALPS処理水の放出については、環境省では海域モニタリングを実施しております。引き続き客観性・透明性・信頼性の高いモニタリングを徹底し、結果を国内外に分かりやすく発信し、風評対策にも貢献してまいりたいと考えております。

福島復興・創生は、環境省としては最も重要な課題の一つです。引き続き全力を尽くしてまいります。

本日は、よろしくお願い申し上げます。

○瀬戸復興副大臣　続きまして、山田経済産業副大臣から御挨拶申し上げます。

○山田経済産業副大臣　経済産業副大臣の山田賢司でございます。

東日本大震災と東京電力福島第一原発の事故以来、15年以上にわたり、多大な御迷惑と御心配をおかけいたしておりますこと、改めてお詫びを申し上げます。

また、本日は、国会対応のため、赤澤大臣の出席がかなわなくなり、重ねてお詫びを申し上げます。

経済産業省としては、引き続き福島の復興と東京電力福島第一原子力発電所の安全かつ着実な廃炉を省の最重要課題として取り組んでまいります。

まず廃炉につきましては、本年6月に2号機において使用済燃料プールから燃料取出しを開始するといった進展がございました。今後、燃料デブリの大規模取出しなど、廃炉の根幹となる最も困難な作業段階に入っていくこととなりますが、フィジカルAIも活用し、総力を挙げて責任を持って取り組むとともに、福島を我が国のAIトランスフォーメーションの始まりの地としていきたいと考えております。

ALPS処理水の海洋放出につきましては、これまで安全かつ着実に実施されており、先月、赤澤大臣がIAEAのグロッシェ事務局長と面談した際には、引き続き日本の取組に協力をしていく旨、御発言をいただいたところでございます。引き続き安全確保、輸入規制への対応、風評対策、なりわい継続支援に万全を期して対応してまいります。

帰還困難区域につきましては、まずは2020年代をかけて帰還意向のある住民の皆様が帰還できるよう、避難指示解除に向けた取組を全力で取り組んでまいります。本年3月までに5町村において住民意向を踏まえた特定帰還居住区域の拡大を認定しております。また、今月までに富岡町で3回目、飯舘村で初めての住民意向調査も開始しているところでございます。引き続き将来的な帰還困難区域の全域解除に向け、責任を持って取り組んでまいります。

また、産業復興につきましては、福島イノベーション・コースト構想に基づき、浜通り地域等をあらゆるチャレンジが可能な実証の聖地として、新産業の創出や地域経済の発展を実現してまいります。引き続き国が前面に立って福島の復興を最後まで責任を持って取り組んでまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

○瀬戸復興副大臣　続きまして、広瀬農林水産大臣政務官から御挨拶を申し上げます。

○広瀬農林水産大臣政務官　農林水産大臣政務官の広瀬建でございます。

本日は、鈴木農林水産大臣の代理として出席をさせていただいております。国会対応の

ため、鈴木大臣の出席がかなわなくなっておりますこと、おわび申し上げたいと思います。

東日本大震災、そして、原発事故から15年が経過し、原子力被災12市町村における営農再開は着実に進展をしてきており、農業産出額についても回復をしてきております。

また、大規模経営体の出現や収益性の高い園芸作物への転換、ブランド力の強化、さらには市町村の枠を超えた広域的な産地形成など、福島農業は復旧から復興・再生の新たな段階へ歩みを進めているものと認識しているところであります。

しかしながら、農林水産業の復興・再生に向けては、担い手の育成・確保、農地の集積・集約化、森林・林業の再生、水産業の水揚げ量の回復など、依然として多くの課題が山積しております。また、避難指示解除の時期の違いなどにより、営農再開の進捗には地域差が生じていることも承知しております。こうした状況を踏まえて、それぞれの市町村の復興のステージに応じたきめ細やかな支援を継続し、課題解決を着実に進めていくことが不可欠であると考えております。

今年度から始まった第3期復興・創生期間は、これらの課題を一つ一つ解決し、福島の農林水産業の本格的な再生を実現するための極めて重要な期間と捉えております。

農林水産省は復興を最後まで見届けるとの決意の下、それぞれの地域の実情にしっかりと寄り添いながら、営農再開の加速化や広域的な産地形成、省力的かつ稼げる農業生産体系の構築、帰還困難区域を含めた森林・林業の再生、安定的な水産物生産体制の構築、福島県産農林水産物の販路拡大・風評払拭に向けて必要な取組を着実に進めてまいります。

この協議会において皆様からいただく御意見・御指摘をしっかりと受け止め、福島の農林水産業が復興の象徴として、そして、日本の農林水産業の未来を示すモデルとしてさらに発展していけるよう、農林水産省として全力で取り組んでまいります。

本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○瀬戸復興副大臣　続きまして、佐藤内閣官房副長官から御挨拶をお願い申し上げます。

○佐藤内閣官房副長官　内閣官房副長官の佐藤啓でございます。

福島の復興、そして、再生に御尽力されている関係者の皆様方に心から敬意を表します。

福島の復興は、政府の最重要課題でございます。今月取りまとめを行いました骨太の方針におきましても、東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所の事故からの復興・再生をしっかりと位置づけております。

また、先月、高市総理が自民党の東日本大震災復興加速化本部から第15次提言を受け取りました。政府としては提言の趣旨を真摯に受け止めて、福島の復興・再生に向けた取組を一層前へ進めてまいりたいと考えております。

本日の協議会でも福島の皆様から率直な御意見をいただきながら、復興のさらなる加速化に向けて政府一丸となって取り組んでまいりますので、本日は御指導どうぞよろしくお願いいたします。

○瀬戸復興副大臣　続きまして、福島県の内堀知事から御挨拶をお願いいたします。

○内堀福島県知事　牧野復興大臣、石原環境大臣、山田経済産業副大臣、広瀬農林水産大

臣政務官、佐藤内閣官房副長官をはじめ、政府の皆様には、日頃から福島復興・再生に多大なる御尽力をいただいていることに心から感謝申し上げます。皆さん、ありがとうございます。

震災と原発事故から15年余りが経過をする中、大熊町の特定帰還居住区域においては、一部区域の立入規制が緩和をされ、準備宿泊が開始されました。双葉町においては、商業施設等の整備が進むなど、本県の復興は着実に前進しています。

一方、今なお多くの県民の皆さんが避難生活を続けておられます。避難地域における生活環境の整備や被災者の生活再建、風評と風化の問題に加え、復興の進捗に伴って生じる新たな課題やニーズへの対応など、本県はいまだ多くの困難な課題を抱えています。

こうした中、今年度からスタートした第3期復興・創生期間の5年間は、これまで以上に力強い取組が必要となる極めて重要な期間であります。

国におかれましては、福島復興の大前提である廃炉作業の安全かつ着実な実施をはじめ、帰還困難区域の除染や除去土壌等の県外最終処分、使用済燃料の県外搬出、ALPS処理水の海洋放出など、原子力災害に伴う様々な課題に対し、最後まで責任を持って取り組んでいただく必要があります。引き続き現場主義を徹底し、地域の声を丁寧に聞きながら、令和9年度予算はもとより、その後も切れ目なく安心感を持って復興への挑戦を続けていくために必要となる財源や復興を支える制度をしっかりと確保していただくよう、お願いします。

本日は、避難地域の復興・再生や風評・風化対策の強化、福島イノベーション・コースト構想の推進など、福島の復興をさらに加速させるため、必要不可欠な予算等について具体的な要望をさせていただきます。

福島の復興・再生に向けた課題は、現在進行形で生じており、中長期にわたる継続的な取組が必要です。県としても県民の皆さんが復興を実感し、未来に夢・希望を持っていたけるよう、全力で取り組んでまいります。

結びに、本日、最前線で復興に取り組んでいただいている市町村長、また、関係の団体等の皆さんからの御意見をしっかりと受け止めていただくことをお願いいたしまして、私からの挨拶といたします。

○瀬戸復興副大臣 ありがとうございました。

それでは、報道関係者の方はここで御退室願います。

退室が完了するまで、そのままお待ちください。

(報道関係者退室)

2. 国からの説明

○瀬戸復興副大臣 それでは、本日の議事に移らせていただきます。

本日は、国側、県側からそれぞれ説明の後、意見交換を行います。

なお、本日は、御多忙の折、会議終了後に御予定が入っている出席者の方もおられると伺っております。毎回御協力いただいているところではございますが、今回も円滑な議事進行に御協力を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、国から説明いたします。

まず、復興庁から説明いたします。

○復興庁 復興庁でございます。よろしくお願いします。

お手元の資料1を御覧ください。

2ページを開けてください。今年度からの第3期復興・創生期間の復興の基本方針、施策の全体像でございます。

このうち、復興庁からは赤字の項目を御説明いたします。その他の部分は、この後、各省庁から御説明します。

まず、帰還促進についてであります。

3ページを御覧ください。特定帰還居住区域についてです。3回目の帰還意向調査が、左下、富岡町から開始されているところでございます。飯舘村においても実施中であります。

また、上の段の四つ目の●のところですが、営農再開支援のため、今後、帰還意向調査に併せて営農意向に関する調査も順次実施していくことにしております。引き続き、関係省庁と連携して地元自治体と御相談をまいります。

4ページを御覧ください。生活環境整備で特に課題となっている住まいの確保でございます。今年度から福島再生賃貸住宅の補助率拡大などの制度改正を行ったところであります。この制度の活用に向けて、民間事業者にも周知を図ってまいります。

5ページを御覧ください。令和3年度からの第2期復興・創生期間を通じて実施してまいりました移住・定住促進については、グラフで御覧いただけるように、昨年度の移住者数・移住世帯数は過去最高を記録しました。

また、右下に写真がありますが、7月には12市町村移住支援センターの拠点を新たに東京の田町に設置したところであります。

6ページに交流人口・関係人口や観光に関する関係機関の取組を掲載しておりますが、これらと併せ、さらに浜通りへの人の流れをつくってまいりたいと思います。

続いて、F-REIでございます。7ページをお願いします。右下にございますように、直営の研究グループが順調に増加しておりまして、現在、18となっております。引き続き、ここに掲載している五つの分野の研究開発を進める中で、特に苛酷環境でも活躍できるロボット、放射線フロンティア医療研究のテーマに今後さらに重点的に取り組むことを検討しているところです。

また、真ん中の右下にございますように、今年度、本部施設棟の建設工事に着手予定であります。

8 ページをお願いします。イノベ構想について、この5月、復興副大臣、経産副大臣、内堀知事共同議長の下でイノベ分科会を開催したところであります。引き続き産業発展の青写真の取組を毎年度フォローアップしてまいります。

イノベ構想の中身については、後ほど経産省から説明があります。

次に風評払拭・風化防止であります。9 ページ、10 ページであります。

9 ページの左側、復興再生土の利用の理解醸成に関する動画の作成、真ん中にありますこども霞が関見学デー、右側、海外向けの情報発信等を通じて、科学的根拠に基づいた正確な情報の発信やリスクコミュニケーション、また、福島復興の現状、魅力の発信に取り組んでいきます。

10 ページをお願いします。記憶と教訓を後世に継承する取組として、左側、5 月には復興祈念公園と国営追悼・祈念施設が開園しました。

また、真ん中にありますように、来年、横浜市で開催される国際園芸博への出展を検討しています。

さらに右側にありますように、全国各地の中学校・高校で復興庁の職員が出前授業を実施しております。

最後に11ページをお願いします。第3期のスタートに当たり、4月に双葉町に福島復興浜通りセンターを設置いたしました。職員の大半が浜通り地域に居住しながら、地元自治体と意見交換等を行っております。生活者目線で被災地域を肌で感じながら、地元の皆様と緊密に連携してまいります。

復興庁からは以上です。

○瀬戸復興副大臣 次に、農林水産省から説明いたします。

○農林水産省 農林水産省でございます。

資料2に基づいて説明いたします。

1 ページ目を御覧ください。まずは農業でございます。左の表にありますとおり、原子力被災12市町村では、営農再開面積が着実に拡大しており、農業産出額も回復傾向にあります。

右の表を御覧ください。一方で、その進捗には地域差があります。特に大熊町や双葉町など、帰還困難区域を抱える地域では、営農再開の割合が依然として低い状況でございます。市町村ごとの復興ステージが異なることを踏まえた支援が必要だと考えております。

2 ページ目を御覧ください。こちらは特定復興再生拠点区域における営農再開の取組について、大熊町を例に示したものでございます。環境省による除染の後、地力回復や圃場整備など、複数年継続的に取り組んできた結果、下におおくまみらい合同会社の事例を示しておりますが、営農再開が徐々に進んできております。今後、特定帰還居住区域におきましても、こうした取組を支援するとともに、関係省庁や自治体と連携し、現場のニーズも踏まえた営農再開を後押ししてまいります。

3 ページ、4 ページを御覧ください。復興基本方針に基づきまして、営農再開の加速化

とともに、競争力の強化や省力化・高収益化を進めております。地域外からの農業法人の参入促進、担い手への農地の集積・集約、広域的な産地形成、スマート農業技術の開発・導入促進などの取組を推進しているところでございます。

5 ページ目を御覧ください。こうした取組の成果として、地域外からの農業法人の参入、32法人が参入するとともに、大規模で効率的な経営法人が出現してきております。

また、加工・流通事業者のニーズに対応できる競争力の高い産地の形成に向けた取組も開始しているところでございます。これらの取組は、担い手不足といった全国の農業が抱える課題への対応モデルにもなり得るものです。引き続き現地の取組を後押ししてまいります。

7 ページを御覧ください。ハード事業とソフト事業を一体的かつ機動的に実施できるよう、本年度、関連する三つの事業を統合いたしました。

また、市町村を超える産地形成に向けまして、JAグループを施設整備の事業実施主体に位置づけるなどの見直しも行っているところでございます。

令和9年度概算要求に向けましては、より活用しやすく、効果的な支援となるよう、事業のさらなる統合・改善を検討してまいります。

9 ページを御覧ください。続いて、森林・林業でございます。帰還困難区域の森林整備の再開に向けまして、作業者の安全・安心を確保するため、森林作業ガイドラインを本年1月に策定いたしました。今後、これを踏まえて森林の本格的な整備に着手してまいります。

また、原本林の再生やキノコ・山菜類の出荷制限解除に向けた取組、福島県産材の活用を推進していきます。

10 ページを御覧ください。5月11日に市町村等と意見交換を実施し、明後日の7月29日にも来年度以降の森林整備箇所についての意見交換を行う予定でございます。引き続き地域の皆様の御意見を丁寧に向いながら、取組を進めてまいります。

12 ページを御覧ください。水産業についてです。福島の水産業は、水揚げ量の増加が大きな課題となっております。このため、漁業者等の地域で策定した復興計画に基づきまして、生産回復に向けた取組をがんばる漁業復興支援事業で支援してまいります。

13 ページを御覧ください。水産物の安全性確保のための調査を継続するとともに、新規漁業者の確保・育成の強化、種苗生産・放流などの生産体制等の取組も進めてまいります。

風評払拭・販路拡大でございます。14 ページ以降を御覧ください。放射性物質を理由に被災地産品の購入をためらう人の割合は減少している一方で、全国平均との価格差が震災前の水準に戻っていない品目もまだ存在しております。そのため、今年の5月、食品小売業など、241団体に対しまして、他県産品との公平な取扱いを要請いたしました。

また、産地競争力の強化に向けて生産者支援や認証取得支援を行うとともに、フェア、商談会の開催など、販路拡大の取組も後押ししてまいります。

最後16 ページですけれども、輸入規制につきましては、昨年の11月に台湾において撤廃

されましたが、残り五つの国・地域につきましても、引き続き政府一体となって撤廃に向けた働きかけを行ってまいります。

以上です。

○瀬戸復興副大臣 次に、原子力災害対策本部及び経済産業省から説明いたします。

○経済産業省 それでは、資料3に基づきまして、説明させていただきます。

2ページを御覧ください。本日は、廃炉、避難指示解除の状況、産業復興につきまして、本年3月以降の進捗について説明をさせていただきます。

3ページを御覧いただけますでしょうか。まず廃炉の状況であります。2号機でありますけれども、ロボットアームを用いまして、アクセスルートを構築するとともに、将来の燃料デブリ取出しの規模拡大に向けまして、三次元データ等の取得をする計画でございます。

現在、ロボットアームの動作を確認中でございまして、7月以降、着手の見込みであります。

なお、安全を最優先に作業を進めております関係上、進捗に応じまして、着手時期につきましては柔軟に見直してまいります。

4ページを御覧いただけますでしょうか。同じく廃炉の状況でございますけれども、使用済燃料プールからの燃料の取出しであります。使用済燃料プールからの燃料の取出しは、1Fのリスクを低減するために重要な工程の一つでございます。

特に右の2号機を御覧ください。2号機につきましては、本年6月から燃料の取出し作業を開始しております。2028年度内の取出し完了を目標に実施を進めてまいります。

5ページを御覧いただけますでしょうか。廃炉作業への新たな技術の導入でございます。言うまでもございませんが、1Fの廃炉は世界にも例のない技術的に難易度の高い作業であります。また、これからでありますけれども、極めて高線量な環境下での作業が求められてまいります。また、その現場は狭隘であり、複雑・非定型な廃炉作業になります。このため、信頼性の高いフィジカルAIの開発・導入に挑戦してまいります。

下にユースケースを三つほどつけておりますが、見る、入る、つかむといった、廃炉現場で想定されるユースケースも踏まえながら、効率的・効果的に技術開発を進めてまいります。

6ページを御覧ください。ALPS処理水の関係でございます。左の下を表を見ていただきますと、2026年度は合計8回、昨年度は7回でしたが、1回増やした形で放出を考えております。現在、7月24日、第3回目まで無事に終了いたしました。

また、真ん中のところ、貯蔵量の低減を見ていただきますと、放出前、新規発生量、累計放出量等々の整理でございますが、現在、放出前から約7%低減しております。

空いたスペースにつきましては、右にありますとおり、タンクを解体しまして、このスペースを燃料デブリの取出し作業に活用していくということでございます。

また、真ん中辺りに書いておりますが、これまでのALPS処理水の海洋放出につきまして

は、環境省のモニタリング結果、また、IAEAの評価を含めまして、安全であることが確認されているところでございます。

7 ページ、避難指示解除の状況でございます。真ん中の表を見ていただきますと、色をかけているところ、帰還意向ありのところを御覧いただけますでしょうか。大熊町、双葉町、浪江町、富岡町ともに帰還意向調査を重ねるたびに帰還意向は高まっているという現状でございます。こういったことを踏まえながら、帰還意向のある住民に御帰還いただけるよう、丁寧に御意向をお伺いしながら、先ほど復興庁から説明がありましたとおり、営農再開の意向調査もしっかり進めてまいります。

8 ページを御覧ください。帰還困難区域における立入規制緩和であります。右下の大熊町の図を見ていただきますと、濃いグリーンの部分がございます。これが立入規制緩和区域でございます。本年6月にはこのエリアにつきまして、立入規制緩和を実施いたしました。こうした立入規制緩和の実施を通じまして、住民の皆様の帰還準備に向けた環境づくりをさらにしっかり進めてまいります。

9 ページを御覧ください。活動制限の緩和に向けた対応でございます。四角の上から二つ目のポツを御覧いただきますと、帰還困難区域における森林整備の進展、関連する課題に対応していくため、活動態様に応じた放射線管理の在り方につきまして、科学的見地からの専門的な検討・データの収集等の取組を進めてまいります。

10 ページを御覧いただけますでしょうか。青写真を踏まえた第3期復興・創生期間における施策例でございます。第3期復興・創生期間に入りまして、地域の実情に合わせまして、産業復興施策も見直しを進めております。

一例を申し上げますと、左の上、自立・立地補助金でございますけれども、県内企業との取引の推進、面的サプライチェーンの構築、また、地元雇用要件の見直しといったことを進めることによりまして、一番左の図にありますとおり、研究開発、試作、実装、事業拡大といった各段階に応じまして、伴走支援を含め、一層の手厚いサポートを進めてまいります。

11 ページは、新産業の新たな事例でございますけれども、重点6分野を中心にこういった形で具体的に進んでいるという事例でございます。

12 ページでございます。産業復興に向けた取組の最後でございますけれども、まさに6月にツール・ド・ふくしまが開催されたところでございます。ツール・ド・ふくしまにつきましては、いろいろな形での御支援をさせていただきました。まさにナショナルサイクルルートの吉報もございましたけれども、こういったものを進めることによりまして、交流人口の拡大につながっていく施策を強力に推進してまいりたいと思います。

説明は以上であります。

○瀬戸復興副大臣 次に、環境省から説明いたします。

○環境省 環境省でございます。

資料4をお願いいたします。

右下のページ番号で1ページ目でございます。特定帰還居住区域につきましては、六つの市町村におきまして、除染や家屋等の解体に取り組んでいるところでございます。

2ページ目、中間貯蔵施設につきましては、大熊町さん、双葉町さん、そして、福島県さんに大変重い御決断をいただいて、受け入れていただいたものでございまして、現在、約1400万立方メートルの土壌等を搬入してございます。

現在、新たに受入・分別施設を2か所建設中でございます。引き続き安全第一で取り組んでまいります。

3ページ目をお願いいたします。福島県内で発生いたしました除去土壌等につきましては、中間貯蔵開始後30年以内に県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずることと法律で規定されております。これは国の責務になってございます。

このために、2024年12月に設置いたしました閣僚会議におきまして、昨年8月に当面5年程度のロードマップを取りまとめました。

以下、これらの取組の進捗状況を御説明させていただきます。

4ページ目、5ページ目、6ページ目を連続してお話しさせていただきますが、4ページ目は総理官邸での復興再生利用、5ページ目におきましては、昨年の9月、10月に実施いたしました霞が関の中央省庁での利用、6ページ目でございますが、本年4月には新宿区内の防衛省さんなどの花壇において、合計12か所で復興再生利用を進めてまいりました。

7ページ目です。これらの施工につきましては、施工後も継続して放射線量を計測しておりまして、いずれも人体への影響等は無視できるレベルであることを確認してございます。

8ページ目でございます。このような復興再生利用の現場ですとか、また、先ほど復興庁さんから説明がございましたが、こども霞が関見学デーなどの機会も活用いたしまして、県外最終処分、復興再生利用の必要性、また、安全性等に関する理解醸成を進めているところでございます。

9ページ目でございます。県外最終処分に向けた技術的事項等の検討に当たりまして、専門的知見を活用するために、昨年9月に環境再生に関する技術等検討会を新たに設置したところでございます。

例えば復興再生利用に用いる除去土壌の呼称について検討いただきまして、御意見を踏まえて、呼称を復興再生土と決定いたしました。

県外最終処分に向けまして、必要な技術的事項について検討を引き続き続けていくこととしております。

10ページ目をお願いいたします。県外最終処分、再生利用につきましては、理解を深めるためのパネルディスカッションを実施しているところでございます。昨年度から進めていますが、7月16日には秋田県、また、先週になりますが、7月23日には愛知県で開催したところでございます。

11ページ目をお願いいたします。先ほど石原環境大臣からもありましたが、環境省でも

ALPS処理水に係る海域モニタリングを実施しているところでございます。分析モニタリングの結果からは、人や環境への影響がないということを確認しています。この結果は全て環境省のウェブサイトなどで速やかに情報発信を行っています。引き続き客観性・透明性・信頼性の高いモニタリングを徹底し、国内外に発信し、風評対策にも貢献してまいります。

12ページ目、13ページ目は、御参考まででございます。

以上でございます。

3. 県からの説明

○瀬戸復興副大臣 続きまして、福島県の内堀知事から説明をお願いいたします。

○内堀福島県知事 それでは、お手元の資料5－2を御覧ください。

1ページ、第3期復興・創生期間以降における復興・再生のさらなる推進についてであります。

復興のステージが進むにつれ、新たな課題やニーズが顕在化しており、引き続き被災地に丁寧な寄り添い、地域の状況に応じたきめ細かな対応が重要です。

第3期復興・創生期間の5年間は、福島イノベーション・コースト構想や福島新エネ社会構想をさらに発展させながら、避難者の帰還、生活環境の整備や産業・なりわいの再生等の取組を一層進めていかなければならない極めて重要な期間であり、これまで以上に力強い取組が必要です。

福島の復興・再生は、今後も長く厳しい戦いであり、第3期復興・創生期間以降も中長期にわたる継続的な取組を推進していく必要があります。

このため、地元の声を丁寧に聞きながら復興需要を把握するとともに、現下の物価高騰等の状況も的確に反映した上で、復興の基本方針等に基づき、中長期にわたり切れ目なく安心感を持って復興への挑戦を続けるため、令和9年度予算はもとより、第3期復興・創生期間以降も必要となる十分な財源と枠組み、復興特別会計等による予算措置、復興を支える制度を確実に確保することが必要です。

引き続き、福島の復興を内閣の最重要課題とし、政府において決して震災と原発事故を風化させることなく、復興庁が復興の実現に向けた司令塔機能や予算を含めた総合調整機能をしっかりと発揮し、国の社会的責任の下、国が前面に立って最後まで取り組むことが必要です。

2ページをお願いします。避難地域においては、いまだ避難指示区域が存在し、避難指示が解除され日々復興に取り組んでいる自治体においても、ステージに応じた新たな課題に直面しています。

特に避難指示解除が遅れた地域の居住人口は回復しておらず、住宅不足が著しい地域も見られることから、帰還・移住の促進に向けた環境整備をこれまで以上に強力に進めるこ

とが不可欠です。

住宅・子育て・買物環境の整備・充実、被災自治体への人的支援の継続、住民帰還に向けた鳥獣被害対策の推進、移住・定住の促進、交流・関係人口の拡大等に向けた支援を行うため、福島再生加速化交付金など、必要な予算の確保や新たな課題等に対する制度の拡充をお願いします。

3 ページをお願いします。農業の復興・創生を果たすためには、ハード対策とソフト対策を一体的かつ機動的に実施する必要があります。

特定復興再生拠点区域においては、継続して拠点づくり等に向けた支援が必要です。

また、特定帰還居住区域においては、帰還意向のある全ての住民が一日も早く帰還できるよう、国は住民の個別の事情や地元自治体の意向を十分に踏まえながら、除染等を着実に実施し、早期の避難指示解除に向けて責任を持って取り組む必要があります。

残された土地・家屋等の扱いや森林・農村の保全などの課題について、国は地元自治体と真摯に協議を重ね、その意向を十分に踏まえながら、帰還困難区域全てを避難指示解除し、最後まで責任を持って取り組む必要があります。

また、教職員の加配措置の継続と教育相談体制の充実をお願いします。

4 ページをお願いします。帰還した住民の幅広い医療ニーズに対応するため、中長期的な医療提供体制の再構築に取り組む必要があります。

また、避難生活の長期化のほか、帰還後も生活環境やコミュニティーの変化などにより、抱える不安や悩みは複雑化・個別化していることから、被災者の実情を踏まえた柔軟な取組が重要です。

双葉地域における中核的病院の整備や人材確保等に必要な予算の確保、被災者の心のケアへの支援の継続、高齢者等の総合的な生活サポートを継続するために必要な予算の確保、NPO等によるコミュニティー形成支援等の取組の継続をお願いします。

5 ページをお願いします。原子力災害の影響による風評は、現在進行形でいまだ根強く残っています。

また、震災及び原発事故から15年が経過し、本県への関心が低下する傾向が見られるなど、風化も進行しています。長期間にわたる廃炉において、新たな風評が生じる懸念もあるため、継続して風評・風化対策に取り組む必要があります。

ALPS処理水の処分については、安全確保の徹底、国内外への正確な情報発信などに責任を持って取り組んでください。

風評払拭・風化防止に必要な財源を確保するとともに、消費者の安全・安心の確保に向けた取組や農林水産物の産地競争力の強化等に向け、戦略的な販路回復・拡大、生産体制の構築のための十分な予算の確保をお願いします。

また、観光復興に向けた国内外からの誘客促進等の取組に対する支援や環境創造センターへの支援をお願いします。

6 ページです。福島イノベーション・コースト構想のさらなる推進のため、青写真に基

づき、地域の稼ぎ、日々の暮らし、担い手の拡大の視点を重視し、重点6分野に係るさらなる実用化開発や産業集積に取り組む必要があります。

また、毎年度イノベ構想推進分科会を開催し、青写真に基づく取組をしっかりとフォローアップするなど、関係者が連携して本構想の一層の推進を図り、その効果を県全体に波及させることが重要です。

そのため、重点6分野における各取組や実用化開発、事業化促進等の取組をさらに推進するための予算確保、地元企業等と地域外企業とのマッチングの促進、スタートアップやその支援者等と呼び込む施策のさらなる充実、構想を牽引するトップリーダーの育成が必要です。

7 ページです。拠点の運営等への継続的な支援が必要です。

福島国際研究教育機構の取組の総合的な推進に向けては、関係省庁が連携した総合的・安定的な支援、切れ目なく安定的に研究を行うことができる体制の整備をお願いします。

8 ページです。地域産業の再生及び新産業の創出については、本県全域の産業復興に向け、地域産業の再生と新産業の育成・集積、雇用の創出などに多面的に取り組む必要があります。

農林水産業の再生に向けた必要な予算の確保と新たな担い手の確保・育成を図ることが重要です。

福島新エネ社会構想の実現等に向けた再生可能エネルギーのさらなる導入拡大や水素先進県の実現に向けた支援が必要です。

また、ふくしま医療機器開発支援センターの安定的な運営、被災求職者に向けた支援、企業立地補助金の十分な予算の確保と地域の実情に応じた運用をお願いします。

9 ページです。除去土壌等の県外最終処分の実現に向け、候補地選定後の具体的なプロセスやスケジュールが明確に示されていないことから、本県や中間貯蔵施設立地町の意向を十分に踏まえた2045年3月までの具体的な工程表を速やかに明示し、政府一丸となって最後まで責任を持って確実に対応する必要があります。

復興を支える基盤となる道路ネットワークの強化、河川や砂防施設の整備等に必要な予算の確保、復興祈念公園の利活用促進や避難地域における地域公共交通ネットワーク構築の支援をお願いします。

また、特定帰還居住区域等の農地除染における適切な追加措置が必要です。

資料の説明は以上となります。

引き続き現場主義を徹底し、国、県、市町村、関係団体等が一体となって原子力災害に伴う前例のない困難な取組に立ち向かうことが不可欠であります。福島の復興・創生に向けた取組を中長期的に推進するよう、よろしくお願いします。

4. 意見交換

○瀬戸復興副大臣 ありがとうございます。

それでは、御出席の皆様に御議論いただければと思います。

誠に勝手ながら、出席者名簿の下から順番に御指名させていただきます。

なお、発言については、お一人3分以内でお願いいたします。

それでは、福島県農業協同組合中央会、原代表理事会長、お願いいたします。

○原福島県農業協同組合中央会代表理事会長 JA福島中央会の原でございます。どうぞよろしく願い申し上げます。

私からは、大きく3点についてお話をさせていただきたいと思います。

まずは、令和8年度予算において、地域の実情に応じてハード事業とソフト事業を一体的・機動的に実施できるように、福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業を創設いただいたということで、感謝を申し上げたいと思います。

JAグループ福島では、この事業を活用しながら、今年度は、麦、大豆、飼料作物の生産拡大に向けたチャレンジファームの取組を開始したところであります。

この事業に取り組んでみて、大区画圃場での作業を効率的に進めるためには、まずは直進アシスト、この機能のついたトラクターがぜひとも必要です。真っ直ぐ進む機能です。大規模な圃場ではこの機能がないと、まず効率的な作業ができないということでもありますし、梅雨入り前の短期間での圃場の耕起や整地、播種作業になりますので、適期内で終わらせるためには大出力のトラクターで作業機械を高速で牽引する必要があります。

将来的には自立できる農家の育成を目指すということではございますが、定着までの間は大型の農業機械を導入するための十分な予算の確保と併せて、従来からの事業採択基準・要件に対して、大区画圃場での効率作業に対応できる事業採択基準・要件の見直しをぜひともお願いしたいということでもあります。

また、過去に福島復興再生加速化交付金を活用しながら、被災地域の各町村が施設整備を進めてまいりました。稼働率向上に向けた広域産地づくりについても、行政域を超えた受益地域の拡大にかかりました経費等への支援もぜひともお願いしたいということでもあります。

2点目についてであります。担い手の確保並びに労働力対策であります。

被災地域での営農再開について大きな課題となっているのが、担い手の確保の部分でございます。地域外からの農業法人等の参入、新規就農者確保と農業経営者としての育成が不可欠という状況にあります。

JAグループ福島では、福島型トレーニングファームということで、県内の五つのJAで担い手農業者の育成を行っているところでありますが、被災地域では指導農家の確保が難しいということであったり、住居の確保等の生活インフラ整備も課題となっています。

そのため、就農希望者の生産技術・農業経営管理知識の習得に向けた講師や研修機会の確保、派遣、参入等への支援や住居の確保等、被災地における新規就農者確保に向けた総

合的支援施策の拡充をお願いしたいということでもあります。

また、F-REIの説明がございましたが、スマート農業の実装化に欠かせないのは、最も労働力が必要な収穫、調整、出荷作業についてであります。F-REI等の研究内容でロボット開発に取り組んでいただいて、積極的に自由に活用できるように、ぜひとも今後進めていただきたいということが2点目であります。

3点目でございます。県産農畜産物の風評による東電に対する損害賠償の請求額がまだ100億円ほど発生している状況にあります。

廃炉に当たっては、内堀知事からの話にもございましたが、安全な作業に努めていただくということで、十分な指導を継続してお願い申し上げたいと思います。風評が再発することがないように、取組をお願いしたいということでもありますし、今後の風評等の発生に係る賠償についても、引き続きの御指導を東京電力等へお願い申し上げたいということでもあります。

以上でございます。

○瀬戸復興副大臣 続きまして、福島県商工会議所連合会、渡邊会長、お願いいたします。

○渡邊福島県商工会議所連合会長 福島県商工会議所連合会の渡邊でございます。

私からは、この場をお借りして、三つの事項についてお話しいたします。

1番、福島の産業復興・地域再生に向けた国の主体的関与の必要性についてでございます。

初めに、第3期復興・創生期間におきましても、本県の復興・再生に向けて積極的に取組をいただき、安定的な財源を確保いただいたことに感謝申し上げます。

現在、本県の事業者は、風評の継続などの被害に加え、原材料価格の高騰、継続的賃上げなど、厳しい局面が続いております。被災12市町村における事業再開や帰還推進をはじめ、県内全域の被災事業者がしっかりと事業を継続できるよう、支援の継続をお願いいたします。

また、本県の復興・再生の大前提となるのは、福島第一原発の完全収束であります。今後30年以上と見込まれる福島第一原発の廃炉に関する取組は、国が総力を挙げて主体的に取り組んでいただくことを強く要望いたします。

二つ目、風評払拭・風化防止でございます。風評払拭と風化防止に向けた関係・交流人口の拡大についてでございます。

本県では、復興の歩みを発信するホープツーリズムによる震災・防災学習の機会を提供しておりますが、本年3月に観光立国推進基本計画に明記いただきました廃炉現場の視察は非常に大切だと考えます。風評払拭・風化防止のためには、廃炉の現場や被災地域など、福島のありのままの姿を実際に見てもらうことが一番と考えます。

来年5月に本県で全日本広告連盟の全国大会が開催され、約1,000人のマスコミ関係者が来県しますので、福島第一原発に御案内し、作業の進捗を御覧いただく予定です。被災地の今を知っていただくことは、何よりの風評対策になると考えます。

今後も関係・交流人口拡大、風評払拭・風化防止に取り組んでまいりますので、国からも力強い御支援をお願いいたします。

最後に、福島イノベーション・コースト構想についてでございます。

福島イノベーション・コースト構想の推進により、新たな企業の進出、研究開発された新技術の実証が進むなど、本県は創造的復興に向けて着実に歩みを進めております。

今後は積み上げてきた研究開発の成果が県内各地域に還元され、地元の中小企業の発展につながり、人材が育ち、定着するなど、その効果を浜通り地域のみならず、県内全域に広げていくことが最も重要です。

そのため、進出企業と県内全域の企業とのマッチング、F-REI等と連携した研究成果の産業化、地元教育機関との連携による人材育成などが必要であります。引き続き企業立地補助金、研究開発事業再生等の支援など、各種制度の継続について御支援をお願いいたします。

以上、よろしくをお願いいたします。

○瀬戸復興副大臣 続きまして、相馬地方市町村会、杉岡代表、お願いいたします。

○杉岡相馬地方市町村会代表（福島県飯舘村長） 皆様、こんにちは。飯舘村長、杉岡誠です。

この場をお借りまして、日頃より被災自治体が抱える課題解決に向けて、国、または関係機関の皆様为一体となって取り組んでいただいておりますこと、厚く御礼を申し上げます。本当にありがとうございます。

本年5月、飯舘村は東急不動産株式会社と地域共生に関する協定を締結いたしました。事業者からは風力発電事業を見据えながら、地域活性化と持続可能な村づくりに向けた取組をとというお声がけをいただき、共に取組を進めております。

今後はマイクログリッドをはじめとするエネルギーの地産地消の実現に向けた検討も進めてまいりますので、国の御指導、あるいは御支援を賜りますよう、お願い申し上げたいと思います。

私からは、相馬地方市町村会を代表いたしまして、3点、発言をさせていただきます。

1点目は、医療提供体制の再構築に向けた財源の措置についてであります。

避難指示解除区域を含む相馬地方では、医療機関の再開は進むものの、医師・看護職員不足により不安定な運営が続いております。さらに高齢化が進展し、専門医療や夜間救急の負担が増大しております。

帰還住民が安心して生活できるよう、中長期的な医療提供体制の再構築が不可欠であり、地域特有の事情を考慮した市町村・医療法人への財政措置と医療従事者の確保、研修に係る支援を要望いたします。被災地域では、診療日が週1日、2日のみである本村のような自治体が依然として存在している現状を御理解いただきたいと思います。

2点目は、介護サービス提供体制の維持・確保に向けた財源措置等についてであります。

介護人材不足は全国的な課題ですが、相馬地方ではより顕著であり、事業所運営の不安

定化により住民が安心して必要なサービスを受けられないおそれがあります。原発事故の影響で高齢化が急速に進む現状を考慮した財政措置に加え、介護職員確保へのさらなる支援を要望いたします。

本村、飯舘村では、帰村者数は約1,500人程度で、採算に見合う利用者数ではないものの、帰村者の約6割が高齢者であるため、在宅介護サービスは生活に必要不可欠となっております。東日本大震災及び原発事故に起因する全ての事業においては、一般施策に移行することなく、復興・再生が実現するその日まで、国の責任において確実に復興財源を確保していただくとともに、事業者が積極的に参入できる支援を強く要望いたします。

3点目は、教職員の加配措置及び特別な支援が必要な児童生徒への支援の継続についてであります。

東日本大震災と原発事故の影響を受けた相馬地方では、避難生活や環境変化による不登校、心的ストレスの問題が長期的に続いております。

児童生徒一人一人の状況に応じたきめ細かい対応のため、令和9年度以降も教職員の加配措置を継続し、必要十分な学習指導及び支援体制を確保・強化することが重要であります。復興加配による教職員を確実に配置するための人材確保支援、心のケアに特化したカウンセリング体制確保のための予算確保を要望いたします。

以上、相馬地方を代表しての発言であります。よろしくお願い申し上げます。

○瀬戸復興副大臣 続きまして、双葉地方町村会、吉田代表、お願いいたします。

○吉田双葉地方町村会代表（福島県大熊町長） 双葉地方町村会長を務めております、大熊町長の吉田でございます。

私からは3点申し上げさせていただきます。

1点目は、復興に必要な財源の確保についてであります。

東日本大震災と原子力発電所事故から15年余りが経過いたしました。原子力災害からの復興を成し遂げるためには、令和9年度においても復興に向けた取組に十分な予算を確保いただくことはもとより、それ以降も必要な予算を中長期的に十分に確保いただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、各町村が今後も安心して復興事業に取り組めるように、国の復興の司令塔であります復興庁には設置期限にとらわれず、長期的な課題にも対応いただくとともに、第3期復興・創生期間以降の次のステージに向けた検討が今後どのようなスケジュールで進められるのか、現時点で決まっていることがあれば、お示しいただければと思います。お願いいたします。

2点目は、特定帰還居住区域等への対応についてであります。

今年度からの特定帰還居住区域の避難指示解除に向け、避難が長期化したことによる住民の個別の事情や地元自治体の意向を十分に考慮し、除染の確実な実施はもとより、住民が安心して生活できるよう、道路・河川等のインフラ整備や営農再開に向けた取組を加速するよう、一層の御支援をお願いいたします。

また、帰還困難区域のうち、帰還意向のない住民の土地や建物などの荒廃が進んでいることから、その取扱いについて地元の意向を十分に酌み取った上で、速やかに方針を示していただくとともに、これまで15年間手つかずであった帰還困難区域の森林の整備・活用に向けた取組につきましても、作業ガイドラインに基づいて、作業の安全を確保しながら確実に進めていただくよう、よろしくお願いいたします。

3点目です。福島イノベーション・コースト構想の推進、地域産業の再生についてであります。

双葉地方の復興・再生に向けては、企業誘致を通じた視野の広いサプライチェーンを伴う産業集積を進め、その効果を地元企業に波及させることで、地域の稼ぎを生み出すとともに、働く場を確保することが何よりも重要であります。特に自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金は、そのための重要なツールであります。

地元の事情を丁寧に把握しつつ、柔軟な制度の運用を行うとともに、進出企業同士の交流や進出企業と地元企業をつなげる取組など、産業集積に向けた動きを加速することが求められております。

昨年6月に改定されました青写真において、今年度からの5年間で復興の実現に向けた正念場と捉えており、様々な地域課題の解決に向けて新技術の研究開発や社会実装を進めるための各種施策を推進するとともに、引き続き長期にわたる制度の維持及び財源確保と地域の実情を踏まえた制度の運用をよろしくお願いいたします。

私からは以上であります。

○瀬戸復興副大臣 続きまして、福島県原子力発電所所在町協議会、山本代表、お願いいたします。

○山本福島県原子力発電所所在町協議会代表（福島県富岡町長） 原子力発電所所在町協議会の会長を務めております、山本でございます。

私からは3点ほど申し上げます。

1点目は、国の責務としての中長期的な支援と生活環境整備の継続についてであります。

原子力災害の発生に伴い、私ども発電所所在町には、住まい、医療、介護、福祉、教育、子育て、買物、交通、防犯、さらにはなりわいや地域コミュニティの再生など、住民の帰還と定住に直結する生活環境にまだまだ多くの課題が残されております。

国におかれましては、福島特措法に明示されている国の社会的責任を踏まえ、第3期復興・創生期間はもとより、その後も見据えた中長期的な財源と制度・体制を確保し、被災者・被災地の復興に引き続き総力を挙げて取り組んでいただくよう、要望いたします。

2点目は、廃炉処理水対策の安全確保と住民目線の情報発信についてであります。

県内原発の安全かつ着実な廃炉は、福島復興の大前提であります。特に第一原発については、今後、本格的な燃料デブリの取出しをはじめ、これまで以上に困難な作業に取り組むことになります。

一たびトラブルが発生すれば、住民の不安や風評の再燃に直結することから、国におか

れましては、東京電力任せにすることなく、引き続き前面に立ち、安全管理、工程管理、作業体制の監視と確認を徹底していただきたいと思います。

また、廃炉の進捗状況や今後の見通しについては、専門的な説明にとどまらず、住民やその代表である町議会が理解し、納得できるよう、丁寧かつ継続的な情報発信を行っていただくよう、要望いたします。

加えて、ALPS処理水の海洋放出につきましても、安全性の確保、モニタリング結果の公表の透明性、輸入規制の撤廃に向けた外交努力、風評対策、なりわい継続支援などについて、最後まで国が責任を持って対応していただくよう要望いたします。

3点目は、除去土壌等の県外最終処分の約束と地域と共生する復興まちづくりについてであります。

除去土壌等の県外最終処分について、法律上、2045年3月までに県外で最終処分を完了する責務が国にはありますが、これは福島県民との約束であり、福島復興の大前提であります。

国におかれましては、2045年3月を単なる目標ではなく、必ず守るべき約束として受け止め、県外最終処分に向けた具体的な工程表を示すとともに、早期の達成に向け、適宜見直しを行っていただきたいと思います。その際には、誰がいつまでに何をどのような財源で進めるのかを明確にした上で、住民に対し丁寧に説明を行っていただくよう、要望いたします。

私からは以上であります。よろしくお願いいたします。

○瀬戸復興副大臣 続きまして、福島県町村会、星代表、お願いいたします。

○星福島県町村会代表（福島県下郷町長） 福島県町村会長を務めています、下郷町長の星でございます。

重複するものもありますが、私からは4点を申し上げます。

1点目は、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた精緻なロードマップの策定についてでございます。

廃炉の完了目標まで25年余りとなりましたが、いまだ原子炉内部の正確な状況把握はできておらず、また、現行ロードマップでは燃料デブリの本格的な取出し方法やその後の一時保管、県外での最終処分法などのプロセスが明確にされておりませんので、安全かつ確実な廃炉に向け、それらプロセスを具体化した精緻なロードマップを策定いただきますよう、お願いいたします。

また、廃炉の最終的な姿が示されていないことに県民は不安を感じております。原子力政策を推進してきた国の責任として、廃炉後の施設や土地活用の在り方など、具体化に向けた議論を進めていただきますよう、お願いいたします。

2点目は、除去土壌等の県外最終処分についてでございます。

県外最終処分を完了させる上で、処分量を減らすことは極めて重要になると考えています。復興再生利用への理解醸成に一層取り組み、推進していただきますよう、お願いいた

します。

また、ロードマップでは2035年を目途に候補地を選定するとされていますが、選定方針や工程が示されておらず、県民は県外の最終処分への見通しを実感できずにおります。方針などを示していただくとともに、候補地選定後の用地取得、建設、中間貯蔵施設からの運搬等に関し、具体的なプロセスをお示しいただくようお願いいたします。

3点目は、風評対策のさらなる推進についてでございます。

桃や牛肉など、当県農産物の価格は、一部を除き、全国平均よりも低いまま固定化しております。また、当県への観光を目的とした宿泊者数は、震災前の7割程度にとどまるなど、原子力災害の影響がいまだ県内全域に及んでおります。国内外に対する正確な情報発信、食品をはじめとした安全性の確保及びその取組への理解促進など、当県への風評払拭に国を挙げて取り組んでいただきますよう、お願いいたします。

また、市町村が行う安全性や地域の魅力発信などへの取組に引き続き支援をお願いいたします。

4点目は、野生キノコや山菜、ジビエ肉などの食品基準値や出荷制限の見直しについてでございます。

特別の区分の基準による対応を検討するとされておりますので、基準値や出荷制限などの規制の妥当性について検証を進め、その結果を踏まえて見直しを行っていただきますよう、お願いいたします。

また、ジビエ肉を地域資源として活用したいとして、食肉処理施設を整備し、全頭検査による出荷制限の一部解除を目指す自治体がございますので、その実現に向け、国の御指導・御支援をお願いいたします。

以上、4点を申し上げましたが、復興を確実に進めていただくため、令和9年度予算はもとより、現行復興期間以降も必要十分な財源と枠組み、復興を支える制度の確保を特にお願いいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○瀬戸復興副大臣 続きまして、いわき市、内田市長、お願いいたします。

○内田福島県いわき市長 いわき市長でございます。

まず明るい話題からお話しさせていただければと思います。地元から東日本国際大附属昌平高校が甲子園に決まりまして、浜通りから31年ぶりの甲子園出場でございます。当然震災後初の甲子園出場でございます。地元がこの週末から大変にぎわっておりまして、地元の浜通りで一番大きい海鮮の株式会社おのぎきとか、地元のマルトという最大のスーパーで、農産物とか、海産物をバーゲンのような形で、それで応援しようという動きが出ております。

おかげさまで、今まで経産省さんとか、農林水産省さんに風評被害対策をしていただきまして、全体の取りまとめは当然復興庁さんにさせていただいて、大分進んできていると実感している中で、若者の活躍で自発的にそういう動きが出てくるというのは、非常にうれ

しい動きだと思っております、そんな若者の力で、今後もっと復興を盛り上げていきたいと思っております。

そういった中で、若者の状況の厳しい現実を申し上げますと、地元の三菱ケミカルと三菱マテリアルが相次いで事業縮小とか、撤退を表明いたしまして、背景には中国との国際競争に勝てないということがございます。三菱マテリアルは銅製錬の技術ですが、中国は国策として銅の鉱山を買い占めています。三菱ケミカルは、いつの間にか日本の優れたアンモニア生成の技術が中国に流出しているということがあって、ここは我々も頑張っているのですけれども、今、高市政権で大変御尽力いただいている経済安全保障の分野だと思いますので、引き続きその部分は我々も地方から非常に注視させていただいておりますので、ぜひお願いしたいと思います。

双葉郡からは、今なお1万5000人の避難者がおりまして、その3分の1が30歳以下なので、若者は大体5,000人おります。いわき市民が30万人なので、30代以下が10万人ぐらいいます。地元の産業がそういう状況になると、若者の東京への流出は今後さらに進んでくる可能性がありますし、産業振興が非常に重要な局面に入っていると思っておりますので、ぜひお願いしたいと思います。

そういった中で、我々が一つの活路として考えさせていただいているのが、地方の防災局と防災大学校の設置、地方誘致に大変注目しております、先ほど申し上げた東日本国際大附属昌平高校の野球部員も、大震災後、何度か水害があったときに、地域で瓦礫の撤去とか、畳を持ち上げたり、御老人の家庭に行つてそういうことをやったり、自分たちも被災したのにそれを乗り越えてやってきている若者たちから、地元で震災復興の仕事とか、防災の仕事をしたいという強い意向を聞くことがあります。

だから、そういった子供たちには一旦大学などで東京に行つていただいてもいいのですが、地元に残ってもらつて活躍する場面を考えたときに、特に防災大学校などは、いわきは非常にフィールドもたくさんありまして、豊間とか、久之浜とか、小名浜にも被災の現状を確認するような施設でありましたり、大学も原発に一番近いのが東日本国際大学ですし、医療創生大や福島高専もありまして、そういった研究基盤があつて連携ができる。あと、F-REIもそんなに遠くない状況にありますので、世界に開かれた学びの場というコンセプトで地元で防災大学校のようなものがあれば、若者もとどまつて、自分たちが復興を支えて次の世代をつくつていけるということでございます。

原発事故を繰り返さないという、国の皆さんもそういう決意を持っておられると思いますので、我々もそれに賛同させていただいて、我々が15年間でいただいたもののお礼を日本国全体、そして、世界にもいろいろな知見を恩返しするという形で貢献していきたい。それができるのが若者の力だと思います。今、甲子園のエピソードを申し上げましたけれども、そういう若者の力を信じて、皆さんと共に、次の世代、復興の未来をつくつていきたいと思っております。

最後にこれは今までの継続の要望なのですが、廃炉作業の確実な安全対策、

廃炉措置完了までの具体的な工程の提示、また、丁寧な情報提供と説明責任、漁業の継続に向けた正確な情報発信と対話、国内外への理解醸成などにも引き続き国として取り組んでいただきますことをお願い申し上げまして、私の意見とさせていただきます。

○瀬戸復興副大臣　続きまして、会津総合開発協議会、遠藤副会長、お願いいたします。

○遠藤会津総合開発協議会副会長（福島県喜多方市長）　副会長を務めております、喜多方市長の遠藤でございます。

国、県の皆様方には、日頃より復興・創生に向けての御尽力をいただいておりますこと、改めて心から感謝と御礼を申し上げる次第であります。

私からは会津地方17市町村を代表いたしまして、2点のお願いを申し上げる次第であります。

初めに、鳥獣被害対策とジビエの出荷制限の見直しについてでございます。

昨年度より当会津地域におきましても、ツキノワグマの目撃件数、捕獲頭数が急増しており、農作物被害や人的被害も発生しております。また、震災前には会津地域ではほとんど見られなかったイノシシにつきましても、原発事故以降、生息域が会津地域へ拡大し、捕獲状況や農作物被害が増加するなど、被害が大変深刻化しております。

このような中、福島県内では、出荷制限により捕獲した熊等をジビエとして活用できないことから、捕獲個体の埋設処分を余儀なくされており、処分には多額の費用あるいは負担が発生し、埋設場所の確保など、多くの課題が生じております。捕獲個体を地域資源として活用するためにも、基準値の妥当性・合理性の見直しが不可欠であります。

つきましては、ジビエ活用に向けて出荷制限に係る基準値の見直しを図っていただくとともに、検査体制の整備や捕獲個体の処分費用に対する支援制度の確立について要望させていただきます。

2点目は、風評払拭・風化防止に向けた取組継続についてでございます。

震災から15年が経過し、全国的にはインバウンド需要の回復等によりまして、観光客数が大きく伸びているものの、会津地域の観光客入り込み数は震災前の水準に依然として届いておらず、全国的な伸びと比較いたしますと、被害の影響が残っている状況にあります。

震災や原子力災害に関する記憶の風化が進む一方、会津地域の基幹産業である農業についても、県内外の小売店の会津産の農産物の陳列状況には品目ごとに差があり、震災前の水準に回復していない例も見られるなど、依然として風評の影響が続いているものと認識しております。

つきましては、風評の風化を防ぎ、観光、農産物、地場産品の振興につなげるため、国におきまして、継続的な支援と国内外への広報・情報発信の強化を図っていただくよう、要望いたします。

結びになりますが、今後とも会津地方を含む福島県全体の復興に向けた様々な施策の充実について、重ねてお願い申し上げ、会津総合開発協議会からの要望とさせていただきます。

す。どうぞよろしくお願いいたします。

○瀬戸復興副大臣　続きまして、福島県市長会、鈴木代表、よろしくお願いいたします。

○鈴木福島県市長会代表（福島県白河市長）　県市長会長、県南の福島県白河市長の鈴木でございます。

私からは2点ほどお話をさせていただきます。3月に話した内容とほぼ同じであります。多分重複します。

まず地域産業の振興についてであります。

福島県の若者の流出は、残念ながら、日本でワースト2であります。これはいろいろな要因があります。もちろん原子力の問題もありますが、やはり産業の振興が大きな要素になるのだらうと思っております。

そういう中で、F-REI、あるいはイノベーション・コースト構想に大変大きな期待をかけているところでございます。特にロボットとか、航空宇宙分野では新産業の立地が見られるとともに、浜通り地域等15市町村に400件を超す企業の進出があった。こういう明るい報道もある一方で、撤退をしている企業もあるということでもあります。先ほどもお話がありましたが、イノベーション・コースト構想をあまねく県全体に拡大していくために、どうすることが必要かということを考えていく必要があらうと思います。

そのためには、いろいろな補助金の制度も必要だと思いますが、今回の経済産業省の資料の中にこういう表現がございます。「地元企業・進出企業に対して、伴走支援も含め、段階に応じた一貫の手厚いサポート環境を構築」という表現がございます。このとおりだと思います。補助金ももちろん必要であります、産業支援機関がおのおのございます。県なら産業振興センター、あるいは県内のいろいろな研究開発機構、そして、各市にも一定の産業振興の機関がございます。あるいは商工会議所、商工会、こういったものを挙げて、企業に段階的に支援していくことが大変重要である。ともすれば、補助金に傾きがちです。もちろんこれも必要だと思いますが、私は補助金よりも継続的な支援が必要だらうと思います。

また、スタートアップ企業もそのとおりであります。補助金だけではなかなかし得ない。やはり伴走型のきめ細かい支援がなお一層必要だらうと思います。

そして、イノベ構想、F-REI構想は、今、高市政権が骨太の方針で、2040年までに370兆円投資するとおっしゃっております。しかも、17分野に分けて投資する。こういう中に、例えばF-REIも入っているでしょう。ダブっているものもあると思います。国で進めようとしているものと、今、我々福島県が進めようとしているものとどういう関連性を持たせるのか。

また、今回の骨太の方針の中でも産業クラスターをつくるという表現をしております。県をまたいだクラスター、県単位のクラスター、地場産業を中心としたクラスター、こういったクラスター構想とF-REI、あるいはイノベーション・コースト構想がどういう関連性を持つのかということが大事な視点だらうと思います。

こういう点からしまして、15市町村に加えて、バックアップがあつて初めて浜通りの復興が加速するという意味で、これは繰り返しのなりますけれども、福島県全体に普及するような具体的な方策を取っていただきたいと思いますところでもあります。

もう一点は、医療人材です。先ほどもお話がありましたけれども、医師不足、あるいは偏在是正というのは、原発が起きる前からあるわけではありますが、原発災害によって加速をしています。

数字を言えば、人口10万人当たり福島県は238.8人です。全国は267.4人であります。相双は178人です。白河はもっと低いのです。173人です。南会津は106人しかいないのです。今、医師の数は増えているわけではありますが、残念ながら西高東低、大都市と地方の格差が一向に縮まらないという状況にあるわけでもあります。

そういう状況をやはり打破していかないと、東京大学の元名誉教授の宇沢先生が社会的共通資本の最たるものは医療であるとおっしゃっておりますが、まさしく医療というのは社会を支える根幹的な社会的共通資本だと思っておりますので、この辺の取組をぜひともお願いしたいと思います。

もう一つだけ、地域医療再生臨時特例交付金という制度がございます。あまねく全県がこの恩恵を受けてきましたが、福島県は原発事故があつたので、現在も交付金を頂いております。これは医学部の寄附講座の財源となって、地域医療に関わる医師確保に貢献をしているわけでもあります。

例えば福島県立医大に災害医療支援講座がありますが、原子力災害によって医療崩壊状態となった相双地域の医療体制をいち早く再構築したのですが、その背景になっているのがこの寄附講座であつて、その財源が再生臨時交付金でございます。今、浜通り6か所の医療機関に19人の医者を派遣し、もはや浜通りの医療機関は寄附講座なくしては成立しない状況になっております。

加えて、県南の例を申し上げれば、県南の第二次救急病院は白河厚生総合病院であります。ここでは、震災後、救急対応の力がぐっと落ちました。その後、寄附講座を使って総合診療アカデミー講座というものをつくっております、これが大変大きな効果を発揮して、救急医療、通常診療、訪問診療、こういったことに大きな力を発揮してございます。こういったことも含めて、3期で終わることなく、4期、5期とぜひとも続けていただきたいということでございますので、この2点について御要望申し上げます。

○瀬戸復興副大臣 続きまして、福島県議会、矢吹議長、お願いいたします。

○矢吹福島県議会議長 県議会議長の矢吹貢一であります。

日頃より、本県の復興に多大なる御尽力を賜っておりますことに心から感謝を申し上げます。

重複する部分もあろうかと存じますが、私から5点申し上げたいと思います。

1点目は、除去土壌等の県外最終処分についてであります。

2035年度を目途に処分候補地を選定するに当たり、2045年3月までの県外最終処分に向

けた具体的な道筋が示されておりませんので、県民が安心できるよう、早期に具体的な工程表を示し、取組を加速されますよう、強く要望いたします。

2点目は、廃炉作業等の安全・確実な実施についてであります。

福島第一原発の廃炉は、復興の大前提であります。国が前面に立ち、ロードマップ等に基づき、安全かつ着実に進めるよう、お願い申し上げます。

また、人材の育成・確保とともに、地元企業が廃炉関連産業に参入できるよう、マッチング支援等を進めていただきたいと思います。

3点目は、特定復興再生拠点区域内の避難指示解除についてであります。

将来的に帰還困難区域全ての避難指示を解除できるよう、地元自治体の意向を十分踏まえながら、最後まで責任を持って取り組むよう、お願い申し上げます。

4点目は、風評・風化対策についてであります。

東日本大震災と原発事故から15年余りが経過し、復興途上にある本県が忘れ去られることが一番心配であります。

また、県産農林水産物についても根強い風評が残っています。国際的な機会も活用し、福島の現状について分かりやすく正確に情報発信を行い、固定化されたイメージの払拭に万全を期して取り組んでいただくよう、強く要望いたします。

最後に復興財源についてであります。

第3期復興・創生期間の5年間は、避難者の帰還や生活環境の整備等を一層進めなければならない極めて重要な期間であります。

また、F-REIは浜通り地域のみならず、広域的な成果の波及が必要であります。

原子力災害の影響が全県に及んでいる当県におきまして、真の意味での復興・再生へ向けて確かな希望が描けるよう、復興財源の使途につきましては、柔軟に対応していただくよう、お願い申し上げます。

どうか国におかれましては、原発事故を風化させず、今後も福島に寄り添い、御尽力をいただけますよう、幾重にもお願いを申し上げます。

私からは以上であります。よろしくお願いいたします。

○瀬戸復興副大臣 それでは、国から御回答を申し上げます。

まず牧野復興大臣からお願いいたします。

○牧野復興大臣 大変貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございます。

内堀知事をはじめ、皆様からいただいたご要望について、まず私からお答えをいたします。

福島の復興・再生についての考えを改めて申し上げます。

4月から始まった第3期復興・創生期間は、復興に向けた様々な課題を解決していく極めて重要な時期でございます。復興が着実に進むよう、必要な予算の確保や復興を支える制度の運用について、関係者の皆様とよく連携しながらしっかり取り組んでまいります。

復興に向けた様々な課題について、第3期復興・創生期間で何としても解決していくと

いう強い決意で復興に全力を尽くしてまいります。

その上で、第3期復興・創生期間の後の取組や復興庁の組織の在り方につきましては、地元で御心配の声があるということは重々承知しております。この辺については、今後の復興の進捗を見極める必要があり、今の段階で言及することは困難ではありますが、いずれにしても、福島復興は長い道のりであり、国が前面に立って最後まで取り組むという政府の方針には何も変わりはありません。

次に、避難地域の復興・再生について申し上げます。

帰還・移住の促進に向けて、住宅、子育て、買物といった生活環境の整備について、引き続き加速化交付金などによって支援をしてまいります。

被災自治体への人的支援については、復興庁としても全国の自治体から被災自治体への職員派遣の協力をお願いするなど、職員の確保に努めてまいります。

教育現場への支援につきましては、教職員の加配措置やスクールカウンセラーの配置など、関係省庁と連携しつつ取り組んでまいります。

帰還困難区域について、将来的に全てを避難指示解除するという決意に揺らぎはありません。特定帰還居住区域について、これまでにおよそ900世帯の方たちが帰還の意向を示しておりまして、今年度から順次避難指示解除が行われていく見通しでございます。帰還を希望される皆様が一日でも早くふるさとに戻れるよう、除染やインフラ整備を着実に進めてまいります。

また、帰還困難区域に残された土地や家屋などの扱いにつきましても、自治体の皆様と協議を重ねつつ、検討を進めてまいります。

次に、避難者の皆様の生活再建について申し上げます。

医療等につきましては、地域医療再生基金などの活用によって双葉地域における中核的病院をはじめ、医療施設の再開・開設や人材確保等のきめ細やかな支援に取り組んでまいります。

また、被災者の心のケアについても、引き続き関係省庁と連携して自治体の取組を支援してまいります。

続いて、風評払拭・風化防止についてであります。

復興庁をはじめ、各省庁が様々なイベントやメディアなどを活用して科学的根拠に基づいた正確な情報や福島の復興の現状・魅力を国の内外に分かりやすく発信するとともに、福島県等が行う風評払拭に向けた取組を支援してまいります。

また、前回3月の協議会におきまして、内堀知事から東日本大震災と原発事故という表現で、東日本大震災が原発事故を伴う複合災害であることを明確に伝えてほしい旨の御発言がございました。関係省庁の間で認識を共有し、また、先日閣議決定をされた骨太の方針でもそのように明記したところであり、今後も適切な発言をしてまいります。

さらに福島イノベーション・コースト構想の推進と産業の再生について申し上げます。

イノベ構想の産業発展の青写真に基づき、地域への波及効果が創出されるよう、産業集

積、教育、人材育成などに取り組んでまいります。

これらの取組を毎年度フォローアップするために、本年5月に内堀知事、経済産業省の山田副大臣、復興庁の瀬戸副大臣の共同議長の下、イノベ分科会を開催したところでありまして、引き続き関係省庁、また、福島県等と連携して取り組んでまいります。

F-REIにつきましては、研究開発の進捗状況なども踏まえて、関係省庁と連携をして適切に予算を確保してまいります。

また、施設整備につきましては、令和12年度までの順次供用開始を目指して、可能な限り前倒しをしていく考えでございます。

次に、インフラの整備及び除去土壌等の県外最終処分に向けた取組でございます。

復興を支える道路等のインフラ整備につきましては、関係省庁とも連携をして、社会資本整備総合交付金の活用などにより、対応してまいります。

除去土壌等の県外最終処分の実現に向けましては、閣僚会議の副議長である復興大臣として、石原環境大臣と共に各省庁と連携しつつ、ロードマップに基づき復興再生利用の推進や国民の皆様の理解醸成に取り組んでまいります。

最後に、いわき市の内田市長からいただいたお話で、本日は復興大臣として出席しておりますが、私は防災庁の設置準備担当大臣を兼任しておりますので、以前もお越しいただいてお話をいただきましたが、そのときにもお答えをいたしましたように、防災局並びに防災大学校につきましては、今後、防災庁が設置される秋以降に、いろいろな要件を検討して決めていきたいと思いますが、そのプロセスにつきましても透明性を保ちながら取り組んでまいりたいと考えております。

また、これまで福島県の各自治体の皆様が培った防災へのいろいろな対応力というものについては、今後も防災庁として教えていただき、参考にしながら、日本全体の防災力の強化につなげていきたいと思っておりますので、今の段階ではお答えできませんけれども、誠実に検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○瀬戸復興副大臣 続きまして、石原環境大臣から回答をお願いいたします。

○石原環境大臣 本日は、環境省の施策についても様々な御意見をいただきまして、ありがとうございます。

まず帰還困難区域の復興・再生についてであります。

環境省は、特定帰還居住区域に設定された6町村において、除染や家屋等の解体に取り組んでおります。2020年代にかけて故郷に戻りたいという御意向のある住民の方々が帰還できるように、現場の声をよく伺いながら、避難指示解除に向けて同区域の除染等の取組を着実に進めてまいりたいと考えております。

除染に当たっては、営農される方々も含め、帰還される方々が安心して生活できるよう、現地の空間線量率等の状況を把握するなど、きめ細かに対応してまいります。

現地対応の充実などのために、復興加速化本部の提言も踏まえて、福島環境局の体制整

備の検討を進めたいと考えております。これにより、一層迅速かつ着実な除染・解体を加速してまいります。

続いて、除去土壌の県外最終処分に向けた取組については、福島県で生じた除去土壌等の中間貯蔵施設開始後30年以内の県外最終処分の方針は、国としての約束であり、法律にも規定された国の責務であります。政府一丸となってロードマップに基づく各種取組を着実に進めながら、その進捗状況を踏まえ、2030年から先の取組の具体化について段階的にお示しできるように検討を進めてまいります。

以下、これまでの具体的なことについてお話を差し上げます。

県外最終処分の実現に向けては、復興再生土の利用等による最終処分量の低減が鍵であります。これらの必要性・安全性について広く国民の皆様の御理解をいただくことが重要です。

このため、ちょうど1年前の首相官邸での施工をはじめとして、昨年秋の霞が関の中央官庁の花壇等に加えて、今年4月には防衛省、最高裁判所において施工するなど、合計12か所で復興再生土利用を進めてまいりました。これらの現場を活用し、関係省庁が一丸となって必要性や安全性を引き続きしっかりと発信してまいります。

環境省では、その一例として今年29日、30日のこども霞が関見学デーにおいて、飯舘村の長泥地区で栽培された花を活用した押し花カードの作成体験や、環境省の復興再生土を利用した花壇の見学も実施をさせていただく予定であります。

加えて、ロードマップに基づき、各府省庁と連携して今後の復興再生土利用の案件創出に向けても検討を進めてまいります。パネルディスカッションの開催、中間貯蔵施設等の現地施設など、様々な手段を用いて全国での理解醸成を進めているところであります。

このうちパネルディスカッションについては、昨年度の5回に加えて、今年16日に秋田県及び23日には愛知県で実施し、参加された多くの方に復興再生土の御理解をいただいたものと確信をしているところであります。

さらに復興再生利用や県外最終処分については、昨年9月に設置した有識者会議において、専門的知見を活用し、検討を引き続き行っているところであります。引き続き福島復興・創生に向けて全力を尽くしてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○瀬戸復興副大臣 続きまして、山田経済産業副大臣から回答をお願いいたします。

○山田経済産業副大臣 皆様、御要望をありがとうございました。

まず東京電力福島第一原子力発電所の廃炉は、世界にも前例のない、技術的にも難易度の高い作業であり、引き続き技術的な検証を進めつつ、現行の中長期ロードマップに基づき、地域の理解を得ながら安全を最優先に、高い緊張感を持って廃炉作業に取り組むよう東京電力を指導してまいります。

廃炉作業を安全かつ着実に進めていくためには、廃炉を担う人材育成・確保や地域との共生は不可欠であります。こうした考えの下、先般認可しました東京電力の第五次総合特

別事業計画におきまして、人材育成や地域と共生した産業、経済基盤創出といった観点が盛り込まれているところです。

経済産業省としても遠隔操作技術やフィジカルAI等のイノベーションを牽引するための実践的かつ専門的な知識や技術を有する人材育成に加え、福島県とも連携しながら地元企業の資格取得支援や技術支援などに引き続き取り組んでまいります。こうした取組を通じてAIトランスフォーメーションを担う人材が福島に集い、学び、そして、挑戦できる環境づくりを推進してまいります。

また、先ほど申し上げましたとおり、本年6月に2号機において使用済燃料プールから燃料取出しを開始するといった進展がございましたが、今後は燃料デブリの大規模取出しなど、廃炉の根幹となる最も困難な作業段階に入っていくこととなります。

国内外の叡智を結集しつつ、安全を最優先に信頼の高いフィジカルAIを最大限活用し、基盤データをつくり上げていくための取組等を通じて、福島をAIトランスフォーメーションの始まりの地としてまいります。

その際、地域の皆様などへの丁寧な説明や国内外への情報発信を行いながら、安全かつ着実な廃炉に向けて国が前面に立ち、総力を挙げて責任を持って取り組んでまいります。

ALPS処理水の海洋放出は、これまでのモニタリング結果やIAEAによる評価から安全であることが確認されております。また、先月、IAEAのグロッシー事務局長と赤澤大臣が面談した際にも、ALPS処理水の海洋放出のシステムやオペレーションは適切であることが確認されていると御発言をいただいたところでございます。

なお、東京電力に対しては、引き続き緊張感を持って対応するよう指導していくとともに、国も最後まで責任を持って万全な対策を講じてまいります。

風評対策に万全を期すため、IAEAによる評価も含めALPS処理水の安全性やモニタリング結果等につきまして、国内外へ透明性高く情報発信を行ってまいります。

さらに今なお残る一部の国・地域による日本産水産物の輸入規制措置につきましては、あらゆるレベルで規制の撤廃を強く求めるとともに、「三陸常磐もの」の魅力発信と消費拡大を政府一丸となって取り組んでまいります。

帰還困難区域につきましては、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に取り組むという決意の下、まずは2020年代をかけて帰還意向のある住民の皆様が早期に帰還できるよう、避難指示解除に向けた取組を全力で進めてまいります。

残された土地・家屋等の扱いにつきましては、解決の道筋をつけていくべき重要な課題でございます。帰還困難区域を抱える地域の皆様の御意見をお伺いしながら、将来的な全域解除に向けて責任を持って取り組んでまいります。

産業復興はこれからがまさに正念場であります。イノベ構想に基づきF-REIを含む様々な関係機関と今まで以上に連携し、進出企業等への一貫した支援体制を構築してまいります。

先日に閣議決定されました地域未来戦略とも連携をし、福島の産業発展を促進させてま

います。加えて、被災事業者への事業やなりわいの再建支援にもしっかりと取り組んでまいります。

立地補助金につきましては、県内企業との取引の要件化や地域コミュニティへの貢献活動を促す等の見直しを行ったところでございます。引き続き適切な制度運用や予算の確保に努めてまいりたいと考えております。

再エネの導入拡大や水素社会への実現につきましては、福島新エネ社会構想加速化プラン3.0に基づき、しっかりと取組を進めてまいります。

関係人口の拡大に向けた取組も重要です。ふくしま浜通りがナショナルサイクルルートに指定されました。おめでとうございます。先日開催されましたツール・ド・ふくしまには、私も参加をさせていただいたところです。こうした形も含めまして、福島の魅力発信に取り組み、引き続き関係人口拡大に向けた取組を強化してまいります。

県内の住民の方々や農畜産物の賠償につきましては、東京電力に対して被害者の方々に寄り添い、個別の御事情をよく伺って丁寧な対応を行い、被害の実態に見合った適切な賠償を行うようしっかり指導してまいります。

以上でございます。

○瀬戸復興副大臣 続きまして、広瀬農林水産大臣政務官から回答をお願いします。

○広瀬農林水産大臣政務官 農林水産関係について、お答えを申し上げたいと思います。

はじめに、営農再開の促進に向けた継続支援についてです。原子力被災12市町村ごとに復興の進捗や置かれている状況が大きく異なっております。このため、それぞれの地域の実情や現場のニーズを的確に踏まえたきめ細やかな支援を講じていくことが重要であると考えております。

あわせて、知事の御発言にも産地競争力という言葉がありましたが、加工・流通事業者のニーズにも的確に対応し得る競争力の高い農業を構築していくことが農業の持続的発展には不可欠であると考えています。

このような考えの下、今年度から始まった第3期復興・創生期間においては、福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業等により、農業水利施設の復旧整備や農地の荒廃防止のための草刈り、地力回復など、営農再開に向けた取組を今後も着実に進めてまいります。

農地の集積・集約化や大区画化の推進、外部からの参入も含めた担い手の育成・確保、さらには広域的な産地形成に向けた取組を一層進めていきたいと思っております。特に担い手の育成・確保は、研修時や経営開始時の資金支援、機械・施設の導入等の支援に加え、トレーニングファームの整備など、総合的に支援してまいります。

令和8年度には福島県やJAグループ福島の要望も踏まえ、ハード事業とソフト事業を一体的かつ機動的に実施できるよう三つの事業を統合し、新たな基金事業を創設したところです。

福島再生加速化交付金において、市町村に加え新たにJAグループが施設を整備できるよ

う運用を改善しました。さらに令和9年度概算要求に向けて、既存の関連事業について統合や運用改善を進める方向で検討してまいります。

2点目、特定帰還居住区域での営農再開についてですが、農業水利施設の復旧整備、適切な保安全管理、地力の回復、放射性物質の吸収抑制対策など、営農再開に向けた取組を支援します。

また、制度を所管している復興庁や内閣府などの関係省庁とも連携し、現場のニーズも踏まえて取組を推進してまいります。

3点目ではありますが、帰還困難区域における森林保全についてです。作業者の安心・安全を確保しながら帰還困難区域内におけるモデル的な森林整備や国有林での間伐等の実証などを進めるとともに、地元自治体や関係者の皆様の御意見を丁寧に伺いながら、福島森林・林業の復興・再生に取り組んでまいります。

4点目です。生産技術の開発・導入についてであります。営農再開の加速化に向けての大きな課題である担い手不足への対応としてスマート農業の推進が重要です。このため、スマート農業技術活用促進法に基づく技術開発・導入を進めているほか、F-REIでは世界に冠たる創造的復興の中核拠点を目指し、研究開発を推進していますが、現場ニーズに即した省力化技術の研究開発、実証も進めており、今後とも現場の実情に応じた技術の開発・実装を支援してまいります。

5点目であります。風評払拭、安全性確保、産地競争力の強化、販路拡大についてです。福島県産農林水産物への信頼を一層高めるため、放射性物質検査や安全管理を着実に実施するとともに、正確で分かりやすい情報発信やリスクコミュニケーションを進めてまいります。また、福島ならではのブランド力強化や販路拡大を生産から流通、販売まで一体的に支援するとともに、取組の効果も検証しながら需要拡大につなげてまいります。

さらに政府一丸となった働きかけにより、昨年11月、台湾が日本産食品に対する輸入規制措置を撤廃しました。五つの国・地域で残された輸入規制が科学的根拠に基づいて早期に撤廃されるよう、政府一丸となって粘り強く取り組んでいきたいと思っております。

6点目の野生鳥獣肉の利用については、処理加工施設の整備やジビエ利用を支援するほか、ジビエの検査機器の導入及び管理を支援しております。

福島県では、皆様の御尽力のおかげもあり、県を中心とした全頭検査体制の構築により、昨年10月に鹿肉の出荷制限の一部解除が実現しました。引き続き福島県や関係省庁と連携し、出荷制限解除や地域資源としての有効活用を進め、地域の活性化や営農再開につなげていきたいと思っております。

7点目の水産業の支援についてですが、福島県の漁業再生に向け、地域で作成した復興計画に基づく生産回復に向けた取組等をごんばる漁業等で支援してまいります。

本日、皆様から頂戴した御意見、御指摘については、しっかりと受け止め、今後とも現場に寄り添い、関係者の皆様と緊密に連携をしながら、福島県農林水産業の復興・再生のために全力で対応をしてまいります。ありがとうございます。

○瀬戸復興副大臣 続きまして、田所復興副大臣から回答をお願いいたします。

○田所復興副大臣 復興副大臣の田所嘉徳です。

JAの原会長より、F-REIの研究開発について御意見をいただきました。F-REIでは、浜通り地域をはじめとした福島県内において果菜類収穫ロボットの開発やトラクターの無人運転技術といったスマート農業技術の開発・実証に取り組んでおり、着実に成果が出ていると聞いております。その成果の実証などを通じ、福島県の産業の集積を図ることを目指して、適切な予算の確保も含め引き続きF-REIの取組を政府一丸となって支援してまいります。

星町長及び遠藤市長より、食品等の規制について御意見をいただきました。食品等の規制については、復興の基本方針に記載のとおり、関係省庁において野生のキノコ等について特別の区分の基準を設けて対応することを検討するため、現在、データの収集及び分析を実施しております。御要望については、制度を所管する関係省庁にしっかりお伝えし、引き続き連携して対応してまいります。

私からの回答は以上です。

○瀬戸復興副大臣 続きまして、辻環境副大臣から回答をお願いいたします。

○辻環境副大臣 環境副大臣の辻清人でございます。本日は様々な御意見をいただき、ありがとうございます。

まずALPS処理水の海洋放出についてでございますが、環境省では関係機関とも連携してALPS処理水に係る海域モニタリングを実施しておりまして、これまでのモニタリングの結果から人や環境への影響がないことを確認しております。

また、我が国が実施する海域モニタリングの客観性・透明性・信頼性を確保するため、IAEAの枠組みの下でのモニタリングも実施されています。このようなIAEAの下での取組を含め、引き続き客観性・透明性・信頼性の高いモニタリングを徹底するとともに、結果を国内外へ分かりやすく発信し、風評対策にも貢献してまいります。

次に、鳥獣対策についてです。住民帰還に向けた鳥獣被害対策をしっかりと進める必要があります。環境省では帰還困難区域におけるイノシシ等の捕獲対策に加えて、福島県を含む都道府県等が実施する鳥獣対策に対して交付金による財政支援を行っております。

最後に、福島県環境創造センターへの支援でございます。福島県環境創造センターは、福島復興再生基本方針に基づき原子力災害からの環境回復・創造を進めるための総合拠点として、国の支援により福島県が整備し、原子力災害地域の復興・再生に貢献してきたと承知しております。環境省としましては、引き続き中長期的な福島の復興・再生に向けて環境創造センターへの支援に取り組んでまいります。

東日本大震災からの復興・創生は、環境省として最も重要な課題の一つです。本日いただいた貴重な御意見を踏まえて皆様としっかり連携しながら、一步一步着実に現場の取組を進めてまいりたいと考えてございます。

私からは以上です。

○瀬戸復興副大臣　続きまして、中野総務大臣政務官から回答をお願いします。

○中野総務大臣政務官　総務大臣政務官の中野英幸でございます。

内堀福島県知事をはじめとする多くの皆様から被災自治体への人的支援の継続と復興財源の確保について、御発言をいただきました。

総務省といたしましては、東日本大震災及び原発事故により深刻な被害を受けた地域では、復興・創生事業に取り組まれているところであり、それを担う人材の確保が重要な課題であることは承知をいたしております。

総務省では、県内から職員派遣等を行ってなお不足する人材について要望をお伺いし、全国の自治体から職員派遣を行えるよう調整を行っております。来年度に向けても被災自治体の実情を丁寧にお伺いしながら、全国自治体に対して積極的に応援職員の派遣について働きかけなどを進めております。復興・創生事業に必要な人的支援の取組を今後も一生懸命進めてまいります。

また、復興財源の確保につきましては、総務省としましては、令和8年度以降の第3期復興・創生期間においても被災自治体が必要な復旧・復興事業を確実に実現できるよう、昨年6月に閣議決定されました東日本大震災からの復興の基本方針に基づき、震災復興特別交付税による支援を継続することとさせていただいており、令和8年度の震災復興特別交付税については、国の予算における直轄補助事業の地方負担額や被災自治体からの報告があった地方単独事業の必要額などを基に算出した上で、539億円を計上させていただいております。

引き続き被災自治体の必要な復旧・復興事業を確実に実施できますよう、被災自治体の支援に万全を期してまいります。

以上でございます。

○瀬戸復興副大臣　続きまして、古川復興大臣政務官から回答をお願いいたします。

○古川復興大臣政務官　復興大臣政務官の古川直季でございます。

内田いわき市長さんへ回答させていただきたいと思いますが、まずは昌平高校の甲子園初出場、誠におめでとうございます。甲子園での御活躍も御祈念申し上げたいと思います。

内田市長からは、防災局と防災大学校のいわき市への設置について御意見をいただいております。牧野大臣からも冒頭に御回答がございましたが、もう少し補足をさせていただければと思います。

防災庁の設置に関しては、年内の防災庁本庁の設置を目指しつつ、地方機関については、当面、「日本海溝・千島海溝周辺_海溝型地震」及び「南海トラフ地震」に対し、設置に向けた具体的な検討を行うこととしております。

地方機関については、防災庁設置法の公布から2年以内に設置することとしておりまして、その担うべき機能や適地については、災害対策を最も効果的かつ効率的に実施できる体制を整える観点から、適切に検討を進めてまいります。

地域における災害対応力の確保のためにも国全体として防災の専門人材の確保や育成を

体系だっけ行うことが重要であります。そのため、様々なニーズに対応できる防災人材の育成を推進するため、効果的で充実した教育した訓練を行えるよう、仮称ではありますが、防災大学校の設置の検討を進めることとしており、今後、具体的な在り方の検討を進めてまいります。

私からは以上でございます。

○瀬戸復興副大臣 御意見に対する国からの回答は以上とさせていただきます。

ここで内堀知事から御挨拶をお願いいたします。

○内堀福島県知事 ただいま大臣、副大臣、政務官から我々の思いを真摯に受け止めた上で丁寧な御回答をいただきました。ありがとうございます。

また、牧野大臣からお話がありましたが、前回の復興再生協議会で東日本大震災と原発事故ということで可能な範囲で加えていただきたいたいという願いをしたところ、丁寧に対応していただき、骨太の方針等でも対処していただいていることに感謝を申し上げます。

今日は政府の皆さん、また、官僚の皆さん、このように多くの方々が福島に来ていただいています。皆さんがこれまで15年間にわたって福島の復興・再生について一生懸命力を尽くしてこられたことに、この場を借りまして改めて御礼を申し上げたいと思います。

また、風化を防ぐ意味で大事なことは、今、皆さんが仕事でやっただいていいるとおあり、頑張っただいてくとも、福島のファン、応援団であっていただければありがたいと思っております。例えば今の季節ですと、福島の桃のあかつきですとか、トマト、キュウリ、ナスが東京のスーパーマーケット、百貨店等に並んでおります。よかつたらそれを選んで、笑顔で食べていただく。あるいは福島の日本酒を時に楽しんでいただく。

仕事では幾度も来ていただいていると思うのですが、御家族との旅行等を夏でも秋でも冬でも春でも結構ですが、来ていただくことも福島のファンとしてのお力添えになろうかと思ひます。

最後ですが、今年の甲子園、ぜひいわきの高校が頑張っていたら、応援をしていただければと思ひます。本日は本当にありがとうございます。

○瀬戸復興副大臣 それでは、最後に牧野復興大臣から締めくくりの御挨拶を申し上げます。

○牧野復興大臣 本日は、内堀知事をはじめ福島の復興・再生に懸命に取り組んでおられる皆様から貴重な御意見をいただきました。心から感謝申し上げます。引き続きこの協議会をはじめ、あらゆる機会を通じて地元の皆様の声に耳を傾けながら、福島の復興・再生に全力で取り組んでまいります。

また、我々は、復興庁、関係省庁の政務三役として一生懸命やっていますけれども、一議員としてもいろいろなところへ声をかけて、少しでもお力になれるように頑張っております。これからも皆様方の御協力をいただきながら、福島の復興・再生に全力で取り組んでまいりますので、今後ともよろしくお願ひ申し上げます。今日はありがとうございました。

5. 閉会

○瀬戸復興副大臣　ありがとうございました。

本日の会議資料につきましては、全て公表とし、また、議事につきましては、構成員の確認をいただいた上で復興庁ホームページにおいて速やかに公表させていただきます。

会議の内容につきましては、この後のぶら下がり記者会見におきまして牧野復興大臣からブリーフィングを行います。

本日の会議はこれで終了させていただきます。どうもありがとうございました。